

条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）を行うので、地方自治法施行令第167条の6第1項、及び飯塚市契約規則第5条第2項の規定により告示する。

令和2年1月31日

飯塚市長 片 峯 誠

工事名 飯塚市新体育館等建設工事

（入札参加資格の要件）

条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）に参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 対象工事に対応する工種について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づく建設業の許可を受けていること。
- (3) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされ、更生手続開始決定後の建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされ、再生手続開始決定後の建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていること。
- (6) 飯塚市有資格者名簿に登載されていること。
- (7) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成19年飯塚市告示第28号)の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (8) 飯塚市競争入札参加者の指名保留基準の規定に基づく指名保留期間中でないこと。
- (9) 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。

(10) その他対象工事ごとに定める要件(別紙発注表)を満たしていること。

(入札参加申請)

条件付き一般競争入札(総合評価落札方式)に参加しようとする者は、別紙発注表に基づき入札参加資格確認申請書等必要な書類を飯塚市長宛に提出すること。

(入札参加資格の確認)

入札参加資格の確認(技術資料の審査を除く)は、入札参加資格申請書等の提出期限日をもって行うものとする。

(入札参加資格の喪失)

条件付き一般競争入札(総合評価落札方式)に参加できることとなった者が、入札までの間に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札に参加できない。

- (1) 入札参加資格の要件を欠いたとき。
- (2) 申請書に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。
- (3) 飯塚市(企業局含む。)発注の予定価格(税込み)130万円超の工事(随意契約を除く。)を落札したとき。
- (4) 前3号のほか、条件付き一般競争入札(総合評価落札方式)に参加させることが著しく不相当と認められるとき。

(入札の執行)

- 1 入札の執行回数は、1回とする。
- 2 入札参加者が1者の場合は、入札を中止する。

(その他)

- 1 本条件付き一般競争入札(総合評価落札方式)に関しては、別紙発注表による。
- 2 落札者が契約までに入札参加要件等を満たさなくなったときは、契約の締結ができない場合がある。
- 3 参加必要書類等に虚偽の記載をした場合、入札に関して不正な行為を行った場合及び無効な入札を行った場合は、当該入札を無効とするとも

に指名停止等の措置を行うことがある。

- 4 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認められたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- 5 入札参加資格確認申請書等の提出後に入札を辞退する場合は、速やかに辞退届を提出すること。遅刻・無断欠席等は不誠実な行為と認められ、指名停止措置等の処分対象となることがあるので、十分留意すること。
- 6 その他不明な点は照会のこと。

(1) 入札手続に関すること。

飯塚市新立岩5番5号

飯塚市役所総務部契約課(本庁舎4階)

電話 0948-22-5500 内線 1401・1402

(2) 工事に関すること。

飯塚市新立岩5番5号

飯塚市役所都市建設部建築課(本庁舎5階)

電話 0948-22-5500 内線 1511～1514

<p>質疑書の回答</p>	<p>令和2年2月12日(水)から令和2年2月27日(火)まで 建築課内に掲示</p>
<p>入札日時及び 場所</p>	<p>令和2年2月27日(木) 9時00分 飯塚市役所本庁舎4階 入札室</p>
<p>総合評価に関する事項等</p>	<p>(1) 落札者決定基準 別表の各評価項目について、評価基準に基づき評価し加算する。</p> <p>(2) 総合評価の方法 入札参加条件を満たす入札参加者全てに標準点(100点)を与え、(1)について評価し、0～20点の範囲で加算点を加える。評価基準は、別表のとおり。 標準点＋加算点＝100点＋(0～20点) 評価値＝(標準点＋加算点)／入札価格</p> <p>(3) 落札方式 ア 入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札し、下記(A)の要件に該当する者のうち、(2)によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。ただし、低入札価格調査を実施する場合は、次に評価値の高い者等が落札者となる場合がある。 (A) 予定価格以下で失格基準価格以上の範囲内の価格をもって申込みをした者 イ 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。</p> <p>(4) 技術資料の作成 入札に参加しようとする者は、別記の技術資料を作成し、別に指定する期限までに提出しなければならない。</p> <p>(5) 評価項目等の担保 落札者決定に反映された技術資料に虚偽記載が認められた場合は、指名停止を行うことがある。また、履行すべき内容を落札者の責により履行しなかった場合、工事成績評定の減点対象とするとともに、不正又は不誠実な行為が認められた場合は、指名停止を行うことがある。</p>

	<p>(6) 配置予定技術者</p> <p>ア 技術資料に記載された配置予定技術者の変更はできない。</p> <p>イ やむを得ない場合(死亡・長期入院・退職)については、同等以上の資格及び工事成績評定点を有する技術者を別に配置すること。</p> <p>ウ イで示した要件を満たす技術者が配置できない場合は、契約を解除し、工事成績評定点を減点し、又は指名停止を行うことがある。</p>
<p>低入札価格 調査</p>	<p>(1) 落札候補者の入札価格が低入札価格調査基準価格未満であり、失格基準価格を下回らない場合は、飯塚市建設工事低入札価格調査実施要領に基づく調査を行う。</p> <p>(2) (1)の調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、当該落札候補者が行った入札は無効とする。</p> <p>(3) 前号により、落札候補者が行った入札が無効となった場合は、次に評価値が高い者を落札者とするが、この者の入札価格も低入札価格調査基準価格未満である場合、低入札価格調査を行うものとし、結果が同様に無効となる場合は、落札者が決定するまで同様に繰り返すものとする。</p> <p>(4) 低入札価格調査に当たっては、落札候補者は、飯塚市建設工事低入札価格調査実施要領に定める書類を、<u>2月27日(木)9時30分</u>までに飯塚市役所契約課に提出しなければならない。当該期限までに提出がない場合又は指示に従わない場合には、(2)に該当するものとし、当該落札予定者が行った入札は無効とする。</p>

<p>落札者の 決定等</p>	<p>(1) 入札の結果、予定価格以下で失格基準価格以上の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、評価値の最も高い者の入札価格が低入札価格調査の対象となる場合は、落札決定を保留して終了する。</p> <p>(2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。</p> <p>(3) 低入札価格調査の結果、落札を決定する場合の連絡は、電話で行う。当該連絡を受けた者は、速やかに仮契約の手続を行うものとする。</p> <p>(4) 低入札価格調査の結果、入札を無効とする場合は、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(5) 落札候補者が落札決定までに競争入札参加資格要件を満たさなくなつたときは、参加資格がないものとみなし、その旨を書面で通知するものとする。</p> <p>(6) 前2号の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日を含め3日以内(土曜日、日曜日その他の休日を除く。)に、書面によりその理由について説明を求めることができる。その場合は、その旨を記載した書面を飯塚市役所契約課に持参するものとする。</p>
<p>入札保証金</p>	<p>免除</p>
<p>契約保証金</p>	<p>必要</p> <p>(本契約として認められた時に契約金額の10%以上を付すこと。ただし、低入札調査基準価格を下回る価格で契約する場合は30%以上とする。)</p>
<p>契約条項を示す場所</p>	<p>飯塚市役所 契約課</p>
<p>支払い条件</p>	<p>前払金 有</p> <p>(契約金額の40%以内。ただし、低入札調査基準価格を下回る価格で契約する場合は、20%以内とする。)</p>

	<p>中間前払金</p> <p>工事請負契約約款第34条第3項から第5項までの規定による。ただし、低入札調査基準価格を下回る価格で契約する場合は無し。</p> <p>部分払</p> <p>工事請負契約約款第37条第1項から第8項までの規定による。</p>
<p>議会の議決</p>	<p><u>必要</u></p> <p>※本工事が議会の議決を得られない場合は本契約が無効となりますが、発注者は損害賠償の責めを負いません。</p>
<p>その他工事ごとに定める要件</p>	<p>1 入札に参加できる者は、次に掲げる資格要件を全て満たした特定建設工事共同企業体とする。なお、構成員は、本工事において2つ以上の他の特定建設工事共同企業体の構成員になれないものとする。</p> <p>1) 構成員の数は2者とする。</p> <p>2) 各構成員が30%以上の出資比率であること。なお、代表者の出資比率は、構成員中最大であること。</p> <p>3) 存続期間については以下のとおりとする。</p> <p>①当該工事の落札者となった場合は、当該工事に係る請負契約履行後3ヶ月を経過した日まで</p> <p>②当該工事の落札者とならなかった場合は、当該工事に係る請負契約が締結された日（議決日）まで</p> <p>2 特定建設工事共同企業体の代表者は、次の資格要件を満たすものとする。</p> <p>1) 平成31年度飯塚市建設工事有資格者名簿（市外）に登録されている建築一式工事の業者で、総合評定値が1,500点以上であること。</p> <p>2) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき、監理技術者を専任で配置できること。</p> <p>3 特定建設工事共同企業体のその他の構成員は、次の資格要件を満たすものとする。</p>

	<p>1) 平成31年度飯塚市建設工事有資格者名簿（市内）に登録されている建築一式工事業業者の中で、格付がI等級（SI）であること。</p> <p>2) 建設業法に基づき、技術者を専任（国家資格を有する者）で配置できること。</p> <p>4 飯塚市(企業局含む。)発注の予定価格(税込み)130万円超の工事(随意契約を除く。)を請負っていないこと。(ただし、上記工事を請負っていて入札参加資格確認申請書提出期限日の前日までにしゅん功検査が完了した場合は、入札に参加できる。)</p>
<p>入札参加資格 確認申請の手 続きについて</p>	<p>この条件付き一般競争入札(総合評価落札方式)に参加するための入札参加資格確認申請書等の申請書類は、令和2年2月14日(金)17時15分までに飯塚市役所契約課に持参すること。また、別記の技術資料は、令和2年2月21日(金)17時15分までに飯塚市役所契約課に持参すること。</p>
	<p>1 申請書類</p> <p>(1)入札参加資格確認申請書 (様式第1号) 2部 (受付後、1部は返却します。)</p> <p>(2)特定建設工事共同企業体結成届(様式第2号) 1部</p> <p>(3)特定建設工事共同企業体協定書(様式第3号) 1部</p> <p>(4)特定建設工事共同企業体委任状(様式第4号) 1部</p> <p>(5)誓約書 (様式第5号) 1部</p> <p>(6)使用印鑑届 (様式第6号) 1部</p> <p>2 提出を求める技術資料</p> <p>別記のとおり</p>
<p>その他</p>	<p>この工事については、公共工事から暴力団排除を推進するため、落札業者決定後、すぐにその情報を飯塚市から飯塚警察署に報告します。また、入札後から工事期間中、随時、飯塚警察署員が当該業者及び工事現場を訪問することになりますので、予めご承知ください。</p>

	入札参加資格確認申請書等の様式は、飯塚市の公式ホームページからダウンロードできます。
	閲覧や受付等は、土曜・日曜・祝日を除き、8時30分から17時15分までです。

別記

様 式		
1	入札参加申込確認票	(総評様式第1号)
2	施工計画	(総評様式第2号)
3	工事成績評定リスト	(総評様式第3号)
4	企業の施工実績調書	(総評様式第4号)
5	3か月以上継続保有する技術者について	(総評様式第5号の1)
6	若年技術者の採用状況について	(総評様式第5号の2)
7	企業育成調書	(総評様式第6号)
8	地場企業の活用(計画)	(総評様式第7号の1)
9	主任(監理)技術者等の資格・施工実績調書	(総評様式第8号)
10	自己採点表	(総評様式第9号)
10	技術評価点の通知について	(総評様式第10号)
11	<p>その他</p> <p>次の書類は、該当する場合のみ提出してください。</p> <p>(1) 建設業労働災害防止協会加入証明書 (※平成31年3月31日時点で加入していることがわかること。)</p> <p>(2) 品質管理・環境マネジメントシステム関係書類</p> <p>ア IS09001の認証取得を証明する書類の写し</p> <p>イ IS014001の認証取得を証明する書類の写し</p> <p>ウ エコアクション21の認証取得を証明する書類の写し</p> <p>(3) 継続能力開発(CPD)取得単位証明書(実績証明書)</p>	

- (1) 入札に参加しようとする者は、上記の技術資料を作成し、令和2年2月21日(金)17時15分までに飯塚市役所契約課へ提出すること。
- (2) 提出された技術資料は、返却しません。